

## 「人の通行区分に関する見解書」

当初、我々NPO KEEP LEFT のホームページに「日本では、人も車も自転車も左側通行」と唱っておりましたが、「日本では、車も自転車も左側通行」と変更致しました。

ホームページの作成段階から事務局内でも色々討議致しましたが、やはり、対面通行の原則(道路交通法 10 条 1 項)が在る限り取り除くべきと、判断致しました。

### 道路交通法

(通行区分)

**第十条** 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

**2** 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

3項は省略

皆さん、上記の条文の意味、お判りになりますか？

### 同法 10 条 1 項 (対面交通の原則)

①歩道または路側帯(以下「歩道等」)と車道の区別の無い道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。②路側帯の幅員が歩行者の通行に十分でない場合(幅が著しく狭いために路側帯をはみ出さなければ通行不可能な場合など)も同様である。

③道路の右側端が柵のない崖で危険であるなどやむを得ない場合には、道路の左側端に寄って通行できる。

①なお、この原則は、道路の片側のいずれかまたは両側に、歩道または路側帯(歩行者の通行に十分な幅員を有するもの)のいずれかが存在する場合には適用されない。②そのような場合には次の歩道等通行の原則が適用される。

### 同法 10 条 2 項 (歩道等通行の原則)

道路の片側のいずれかまたは両側に、歩道または路側帯(歩行者の通行に十分な幅員を有するもの)のいずれかが存在する場合には、そのいずれかの歩道等を通行しなければならない。①道路または車道を横断する場合、歩道等が道路工事等や駐停車車両等により塞がって通行できない場合は、この原則の限りではない。②また、歩道等の上を通行している限りにおいては、道路全体で見て右側の歩道等を通行する義務は存在しない。

対面交通(対面通行)の原則は、あくまでも「歩道や路側帯と車道との区別の無い道路(路側帯の幅員が歩行者の通行に十分でない場合も含む)」において適用されるものであって、「歩道や路側帯と車道との区別がある道路」においては、適用されない。

もう少し判り易く言うと・・・

#### ○10条1項の文言の意味

「①歩道や路側帯と車道が分かれてない道路を歩くときは、お互いが対面した状態で通行できるように道路の右側端を歩いて下さい。②路側帯があっても、人が通るのに十分な幅がないときも、同じように道路の右側端を歩いて下さい。③道路の右側端を歩くことが危ないときは、左側端を歩いて下さい。」  
「①なお、歩道や路側帯と車道が分かれている道路を歩くときは、道路の右側端を歩く必要はないですよ。②そのような場合には、歩道か路側帯を歩いて下さい。」

#### ○10条2項の文言の意味

「道路の片側または両側に歩道か路側帯があるときは、そのどちらかを歩いて下さい。」  
「①車道を横断するときや道路工事・駐車車両によって歩道などが通れないときは、歩道か路側帯を歩く必要はないですよ。②また、歩道や路側帯を歩いてさえいれば、道路全体から見て右側の歩道を歩く必要はないよ。」

ということです。

これは、あくまでも道路交通法2条1項で定める道路(1号)、歩道(2号)、車道(3号)、路側帯(3号の4)等を利用する場合の原則であって、駅や地下道、各商業施設の通路は、やはり「左側通行！」が、原則であると思います。

NPO KEEP LEFT のメールマガジン【5】で触れたように、付焼刃的(その場凌ぎ的)道路交通法及び同施行令の一部の改正及び施行に因り、事故を誘発する要因を増やす結果となっています。

人が通行する歩道を、道路が危険と判断した自転車が走る。

右側、左側通行関係無しの通行人と、道路交通法など知りません と我がもの顔で走る自転車。  
これで事故が起きない筈はない。

悪法であろうが、決めたルールを守らない人々を取り締まるのは、誰の仕事でしょうか？

我々NPO KEEP LEFT は、人々の良識に期待し、「ルール・マナーを守りましょう！」と発信し続けます。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎